特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	健康増進に関する事務					
②事務の概要	・健康増進法に基づき、生活習慣相談や栄養指導、その他の保健指導等の事業を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①事業対象であることの確認または通知 ②事業利用の申込や減免申請の受理 ③事業提供の際に必要な個人情報の確認 ④事後指導や結果(記録)の保存及び管理					
③システムの名称	・健康情報システム ・宛名システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
・健康情報ファイル・個人番号管理テーブル・宛名テーブル・宛名履歴テーブル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項					
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署 					
①部署	福祉保健課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111					
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] 1ぞれ重点項目記	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び全項目評価書 平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	გ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワーク	フシステムを通じた提供	を除く。) [O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[0]	手を介在させる作業は	ない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				
9. 監査				

10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者	皆に対する教育・啓発	[十分に行って	เงอ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考えられる対策]	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優る対策	優先度が高いと考えられ ∶	 2) 目的を超えた紐 3) 権限のない者に 4) 委託先における 5) 不正な提供・移 6) 情報提供ネット 7) 情報提供ネット 	が行われるリスクへのごけけ、事務に必要のでによって不正に使用されるリスクへのでいます。 をよって不正に使用されるが不正な使用等のリスクでいるリスクへでした。 をが行われるリスクへの一クシステムを通じてした。 では、では、では、では、では、では、できます。 では、では、では、では、できます。では、できます。 では、できます。 では、できます。 では、できまり、できまり、できまり、できまり、できまり、できまり、できまり、これでは、できまり、できまり、できまり、できまり、できまり、できまり、できまり、できまり	対策 はい情報との紐付けが行われるリスクへの対策 れるリスクへの対策 けへの対策 の対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) て目的外の入手が行われるリスクへの対策 て不正な提供が行われるリスクへの対策		
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠	毎年、情報セキュリティ	研修を受講し、個人情	報の適切な管理のための措置を講じている。		

変更箇所

<u> </u>							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	福戸藤佐夫	喜多美由紀	事後	軽微な変更のため		
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	喜多美由紀	林優子	事後	軽微な変更のため		
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76項 平成26年内閣府·総務省令第5号第54条	番号法第9条第1項 別表の111の項	事後	法改正に伴う修正		
令和7年10月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事前	新様式への移行		
令和7年10月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		最も優先度が高いと考えられる対策 【8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策】 当該対策は十分か【再掲】 【十分である】 判断の根拠 毎年、情報セキュリティ研修を受講し、個人情報 の適切な管理のための措置を講じている。	事前	新様式への移行		